

## 阿久比町まちな魅力発信事業委託 プロポーザル実施要項

### 1. 事業概要

- (1) 事業名 阿久比町まちな魅力発信事業委託
- (2) 事業内容 別紙「阿久比町まちな魅力発信事業委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで
- (5) 事業費の上限額 3,993,000円（消費税及び地方消費税込み）

### 2. 目的

阿久比町が有する自然（風景）・歴史文化・くらし・産業・まちづくり等、町特有の「豊かさ」や「美しさ」といった魅力を写真・イラスト・図等を多用して視覚的に分かりやすく紹介し、阿久比町への関心・理解を深めてもらうとともに、本町の魅力を広く発信し、シビックプライドの醸成や関係・交流人口の増加、定住の促進を図ることを目的にまちな魅力発信ブックを作成する。

本業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、委託契約を行う上で最も適した事業者を選定することを目的とする。

### 3. 参加資格の要件

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（令和14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（令和11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 令和6年度・7年度の阿久比町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、未登録の場合には、契約時までには必ず登録手続きを行うこと。
- (4) 阿久比町停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (5) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去5年間に於いて、本案件に類似する業務の受託実績があること。

#### 4. 日程

令和6年5月22日（水）	：募集開始（実施要領等の公表）
令和6年5月29日（水）午後5時	：質問書提出期限
令和6年5月31日（金）	：質問に対する回答期限
令和6年6月5日（水）	：参加意思表明書提出期限
令和6年6月24日（月）	：企画提案書提出期限
令和6年7月1日（月）（詳細別途通知）	：プレゼンテーション等
令和6年7月上旬	：評価結果の通知
令和6年7月上旬	：契約締結予定日

#### 5. 質問及び回答

##### （1）質問期限及び方法

「質問書（様式第1号）」を電子メールにて政策協働課企画政策係宛てに電子メールにより提出すること。件名は、「【会社名】阿久比町まちの魅力発信事業委託に関する質問」と表記すること。提出後、電話にて到着確認を行うこと。

- ・提出期限 令和6年5月29日（水）午後5時
- ・提出先メールアドレス kikaku@town.agui.lg.jp

##### （2）回答及び方法

各事業者から提出された質問事項を取りまとめ、事業者名を伏せて令和6年5月31日（金）に町ホームページにて公表する。ただし、本プロポーザルにおいて公平性を保てないと判断された質問については、回答及び公表を行わない場合がある。

#### 6. 参加意思表明書の提出

本プロポーザルに参加するか否かの意思表示のため、「プロポーザル参加意思表明書（様式第2号）」を、郵送（簡易書留又は特定郵便に限る。）または持参（閉庁日を除く。）で、下記へ提出すること。

※ 提出の際は、外封筒の表に「阿久比町まちの魅力発信事業委託プロポーザル参加意思表明書在中」と朱書きすること。

- ・提出期限 令和6年6月5日（水）（持参・郵送とも必着）
- ・提出場所 〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50  
阿久比町役場 総務部 政策協働課 企画政策係

## 7. 企画提案書の提出

プロポーザル参加意思表明書を提出した者は、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

#### (ア) 企画提案書

簡易製本（袋とじ）し、正本として1部、副本を6部提出すること。なお、正本には、表紙に代表者印等を押印すること。

様式は任意、左綴じとし、目次の作成及び下部にページ番号を入れること。  
A3判を使用する場合は、A4判に織り込むこと。なお、下記について記載すること。

- ・会社概要
- ・業務実施体制
- ・類似業務実績（過去5年間のもの）
- ・編集スケジュール
- ・企画コンセプト
- ・全体の構成案・各ページの展開案
- ・表紙デザイン・タイトル案
- ・提案者の選定による代表的な項目のページ作成案  
（4ページ程度、文章・写真はサンプルも可）
- ・本事業の目的を達成するために必要な情報発信・アウトプット先としてのプロモーション戦略案
- ・本ブック作成を契機に次年度以降、対象者に継続的な町への関与意欲・行動意欲を向上させるための戦略案

#### (イ) 見積書1部

- ・様式は自由とするが、代表者印等押印の上、あて先は阿久比町長とすること。
- ・業務の合計額（消費税込み）とその内訳書を添付すること。

#### (ウ) これらを保存した CD-ROM または DVD-ROM 1部

### (2) 提出方法 郵送（簡易書留又は特定郵便に限る。）又は持参（閉庁日を除く。）

※ 提出の際は、外封筒の表に「阿久比町まちの魅力発信事業委託公募型プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

### (3) 提出期限 令和6年6月24日（月）（持参・郵送とも必着）

### (4) 提出場所 〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50

阿久比町役場 総務部 政策協働課 企画政策係

## 8. プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを令和6年7月1日（月）に次のとおり実施する。時間等詳細は、プロポーザル参加意思表示者に対し、改めてメール等で連絡を行う。プレゼンテーションに必要な機器等（スクリーン及びプロジェクターについては町で準備）については、提案業者側で準備すること。なお、提出済の企画提案書以外の資料を当日配布することは認めない。

- (1) 時間 1 提案者につき 30 分（説明 20 分、質問 10 分）以内を予定する。また、開始時間前 10 分間を準備時間、審査終了後 5 分間を片付け時間とする。
- (2) 出席人数 1 提案者につき 3 名以内とする。（説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となる者とする。）

## 9. 審査及び選定方法について

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考を行う。
- (2) 委託事業者は、「阿久比町まちな魅力発信事業委託プロポーザル選定委員会」の審査に基づき決定する。
- (3) 選考は、「阿久比町まちな魅力発信事業委託事業者選定評価表」（別表）に基づき企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- (4) 選考の結果、提案採用者の候補となった者と随意契約の交渉を行う。
- (5) 審査は全て非公開とする。

## 10. 結果通知

プロポーザル参加者全員に「プロポーザル選定結果通知書」を通知するものとする。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。また、採点結果及び各審査評価項目の評価点、評価点を算出するための計算式等は公開しないものとする。

## 11. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については、原則として企画提案書で示された見積額の範囲内とする。
- (2) 「12. 資格喪失」のいずれかの事項に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、阿久比町契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

## 1 2. 資格喪失

- (1) 企画提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要項で定める資格要件を満たさないこととなったとき。
- (3) 「1 1. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったとき。

## 1 3. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出にあたり、郵送によって行う場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本町はその責を負わない。
- (3) 提出された企画提案書等は、業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 本プロポーザルは提案採用者の候補となった者の採用の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない場合もある。
- (6) 提案者は業務に関して、使用許諾や著作権、そのほか使用に関する一切の権利関係等を侵害しないよう、事前に使用許諾を得てから提案すること。
- (7) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

## 1 4. 担当連絡先（事務局）

阿久比町役場 総務部 政策協働課（企画政策係：廣口・加藤）

〒470-0229 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50

TEL 0569-48-1111（代表） 内線 1310

FAX 0569-48-0229

Eメール：[kikaku@town.agui.lg.jp](mailto:kikaku@town.agui.lg.jp)

## 別表

阿久比町まちな魅力発信事業委託事業者選定評価表

評価項目	評価基準	得点
実施体制	自治体との業務実績および類似業務に関する実績は十分か。	5点
	本業務を迅速に遂行するため、管理責任者、担当スタッフ及びバックアップ体制は十分か、確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	15点
提案内容	本業務および阿久比町への理解度が高く、提案内容の着眼点、企画力が優れているか。	40点
	阿久比町のイメージに沿ったデザインとなっているか、視覚的に魅力的かどうか。	15点
	仕様書に記載の内容に沿って、独自性・工夫のある効果的な提案となっているか。	15点
費用	委託料上限額を満たしているか。費用面での工夫があるか。	10点
	合計	100点